

輪島市監査公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成29年10月18日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成29年10月6日（金） 農業委員会事務局

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成29年度監査資料（平成29年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成28年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○農業委員の選任については、平成30年8月より公募から市長任命制に移行することとなっており、「農地利用最適化推進委員」の設置も実施されることとなっている。機構集積支援事業を推し進め、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を行い、遊休農地対策等の施策が今後とも進められていくと考えられる。農業委員会としては、その機能を十分に行使し存在感を発揮されるよう期待したい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。